

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內
東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (二 月 五 月 十 二 月) 發 行

東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 二 號

昭 和 十 六 年 五 月

フランスの對支經濟進出の回顧……………	經濟學博士 高垣寅次郎
重慶政府の戰時金融集權政策……………	十 龜 盛 次
法家の經濟思想……………	經濟學士 穗積文雄
江海關通貨の推移……………	商學士 大谷孝太郎
東亞社會政策の理念……………	經濟學士 出口勇藏
日清戰爭に於ける清朝の財政政策……………	經濟學士 柏井象雄
支那紡績勞働請負制度の様式……………	經濟學士 岡部利良
支那論 <small>ける</small> おケネーとモンテスキュー……………	經濟學士 河野健二
支那銀行制度の調整……………	經濟學士 徳永清行
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
東亞廣域經濟の爲替政策……………	經濟學博士 谷口吉彦

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

重慶政府の戦時金融集権政策

十 龜 盛 次

一 中、中、交三行協同行動の出現

前清末葉より蔣政權の南京遷都に至る迄の期間は、中國銀行及交通銀行の二行が、事業上中央銀行としての部分的職能を果たし、其分支行は國內主要地點に遍佈され、其發行する銀行券は汎く各地に流通し、「金融領導」的勢力を築き上げたのである。

國內統一略ぼ完成を告げ、南京へ遷都すると、國民政府は貨幣金融制度の統一を目指して歩武を進め、先づ商辦銀行たる中國、交通兩行に依る金融領導を排して、國家銀行たる近代式中央銀行に依る金融統制を企て、民國十七年十月中央銀行條例を頒布して中央銀行を上海に設置すると前後して、中國銀行を「國際匯兌銀行」、交通銀行を「發展全國實業銀行」に改組し、中央銀行に隸屬せしむるの組織を樹てたのである。

然し乍ら中國、交通兩行が創設以來隆替消長裡に築き得た業礎は、新中央銀行の一朝にして代位し得べきものでなく、殊に其發行する銀行券の流通力に於て然るものがあつた。従て中央銀行は歴史的、客觀的關係に基き、種々の方面に於て中國、交通兩行の合作を覓求せざるを得ざる立場に置かれ、國民政府も「中央銀行が健強に生

育して、中央銀行としての職能を完遂し得るに至る迄の間、暫定的に三銀行の総合的資力を利用せんとするの意圖に出でた¹⁾ので、茲に隱然三位一體の銀行機構を形成したのである。

其後米國銀政策の直接的影響を受けて、民國二十三年に所謂白銀風潮を發生し、金融經濟の基礎震撼せらるゝに至つたので、之が救済の一方策として三銀行の協同行動が登場する事となつた。即ち同年十月十九日財政部は外匯平市委員會なる制度を設けて爲替安定に乗出すと、之に必要な基金一億元は、中央、中國、交通三行に四—二の比率を以て醸出せしめた。是れ三行が具體的に聯合協同して眞乎中央銀行としての一責務を負荷したる發端である。超て同年末及翌二十四年上期に涉つて、上海金融市場は極度の恐慌に見舞はれ、拱手放置するを得ざる破目に陥つたので、三行が主幹となりて救済に際り、四—四—二の比率に依て共同融通を行ふた。斯の如きは支那金融史上曾て見ざる所である。更に民國二十四年十一月四日に空前の幣制改革が斷行せられ、法幣制度が出現すると、三行は共同して之が對外價值を維護する責任を擔ひ、無制限に外國爲替を賣買することとなつたのは、改めて細説する必要を見ない。尙復た翌二十五年一月二十八日中央銀行は上海銀行業同業公會聯合準備委員會に附設せられたる手形交換所に加入し、從來華商銀行手形交換決済基金が先づ聯合準備委員會に預入れられ、更に中國、交通二行に轉預せられて居つたのを、三行が四—四—二の比率にて分別轉預を受くる事に改められたのは、三行協同行動上は素より金融制度の進展上にも特筆せらるべき事項である。

斯の如く支那特有の事情に因り三發券銀行は分散式に對立的經過を辿り來つたが、白銀風潮以來の國民經濟危機に蒞みて協同行動の必要に迫られ、茲に三位一體の様相に變つた。亞で二十五年一月財政部は特殊の背景を

1) 林疑今 "Chinese Government Banks in War Time," "The Central Bank of China Bulletin" Vol. VII. No. 1.

有する中國農民銀行の銀行券を三行の其れと同様に、法幣と成すの指令を發したのを契機として、同行は逐漸三行の陣線に加入し來り、事變後に於ては四行が協同して全國金融調劑の責務を分擔するに至り、四位一體式の組織に改造せられた。是が戰時金融集權政策の基礎工事と做すべきものである。¹⁾

尙政府は幣制改革後に於ける中央銀行の「銀行の銀行」としての重要性に鑑み、三位一體式の機構を改めて、單一式のものとなすべく意圖し、幣制改革に關する孔財政部長の宣言中に於て「現に國有たるの中央銀行は將來改組を行ひて中央儲備銀行となし、其主要資本は各銀行及公衆より供給せらるべく、之を超然機關たらしめ、而して克く全力を以て全國貨幣の穩定を保持すべし。中央儲備銀行は各銀行の準備金を保管し、國庫を經理し、並に一切の公共資金を收存し、且つ各銀行に供給するに再割引の便利を以てすべし。中央儲備銀行は決して普通商業銀行の業務を經營せず、惟二年後に於て發行專權を享有すべし……」と發表したのである。其後該の宣言に基きて、中央儲備銀行組織法を起草し、大體（イ）中央銀行を改組して中央儲備銀行とする（簡稱中央銀行）、（ロ）總行を首都南京に置き、總裁は專任として兼職を容さない、（ハ）資本金を五千萬元とし、株式は三類に分ち、甲類二千萬元は政府に於て、乙類一千五百萬元は本國人民に於て夫々應募する。（ニ）銀行券發行の專權を享有する等の内容を有するものであつた。此草案は中政會法制、財政、經濟三専門委員會の審査を経たる後、二十六年三月二十四日中政會議を通過し、立法院に廻付され、同年六月二十五日同院を通過したのであるが、日支事變が勃發したので今日に至る迄實施の運とならない。従て戰時金融政策の實行機關として四政府銀行の聯合組織が要求せらるゝの已むなきに立到つた譯であつて、若し中央儲備銀行が庶幾の如く成立を告げて居つたならば、戰時

1) 李葆江「我國中央銀行制度之發展」『申報』民國二十九年十二月九日號

の金融集權は該行を中心として簡單に行はれ、現時と全く異なる様相を呈したであらう。

二 第一次四行聯合辦事總處の設立と四行内地貼放委員會の組織

日支事變が颯發して之が上海に飛火すると、國民政府は直に「非常時期安定金融辦法」を公佈して、全國銀行預金の引出制限を斷行した。該辦法の企圖せし所は法幣の供給を壓縮して資金の國外流出を防遏し、以て法幣價值を維護すると同時に、銀行の取付を抑制して其崩壞を回避するに存したのであつて、國民政府戰時金融政策の一支柱を成したものである。而して之が實施の結果は、一應所期の目的を達成したのであるが、其反面に於て金融の梗塞を招徠し、商取引の運行を阻碍するに至つたのは當然の理路である。茲に於て上海に在ては銀錢業同業公會が協同的步驟に出でて「同業匯割」制度を採擇し、市面の匡救、商取引の疏通に乗出したのであるが、地方金融の舒暢に對しては自ら別個の方策が樹立せられねばならない。政府は即ち中央、中國、交通、中國農民の四政府系銀行を合從連衡して、國內各地市場資金の流通維持に膺らしむる事とし、各省市政府、商會、銀錢業公會に「査するに非常時期安定金融辦法は既に公布施行せられた。國內各都市の市場資金の流通に關しては應に法を設けて維持すべきである。然るに内地銀錢業の組織は多く不健全であり、其營業方法も又未だ悉くは法定に合する能はず。從て上海銀錢同業の匯割辦法は到底内地に於て倣行する事が出来ない。而も各地の情形又各同じくない。茲に全體の金融を安定し、且各地の市場資金の流通を維持せんが爲めに、財政部は既に中、中、交、農四行に函請し、先づ分支行の設置しある重要都市に各聯合辦事處を即日成立せしめ、責任を以て其地の情形を體察

し、適當の辦法を妥擬し之を財政部に報告して認可を受け施行せしむる事とした……」との通電を發した。

是に基きて八月十八日(民國廿六年)財政部は、「金融を鞏固にし、戦時機構中樞を健全にし、政府命令の執行に便ならしめ、並に金融界をして藉て以て相互溝通、通力合作するを得しむる爲めに」中央、中國、交通、中國農民の四行に指令し、其總行に「四行聯合辦事處總處」を、各地方分支行所在地に「聯合辦事處」を設置せしめ、地方金融疏通政策を遂行する機構を形成すると同時に、政府系銀行の全國金融制覇を強化するの準備を整へた。之が「四行聯合辦事處總處」の發端であつて、戦時に於ける四行聯合組織行動の第一歩である。

斯の如く「四行聯合辦事處總處」「四聯總處」と簡稱しは、戦時金融基本政策に基因する地方金融の梗塞を斧正し、市場資金の流通を維持する爲めに、政府の命令に遵ひ四行が聯合組織せしものであり、従て當初の主要任務は「四行の資力を集中し、以て事變初期に金融市場に生ずる緊張を疏通せしめ、金融を安定し市面を活潑ならしむる」¹⁾に存したのであるから、所期の目的を達成する手段は、農工商各業に對して直接的か、乃至は地方金融機關を通じて間接的に割引貸付の方法に據り、資金を積極的に供給するの外には存しない。仍て財政部は中央銀行に要請して四行代表者を以て「貼放委員會(割引貸付委員會)を組織せしめ、「金融及工商各業資金の流通を謀る見地より金融工商各業割引貸付事務を辦理」せしむる事とし、其基礎的準繩として「貼放委員會辦理貼放辦法」を頒布した。是に據れば資金供給の方法は公債、利札及商業手形の割引、再割引並に重要國產及輸入貨物、政府公債を擔保とする貸付、轉貸の四種であつて、委員會の審定を経たる後、四行を於て共同承受し、引受割合は中央、中國各三五%、交通二〇%、中國農民一〇%で、利率は委員會に於て逐日制定の上中央銀行に於て公表す

1) 張肖梅主編「中外經濟年報」(第二回)
「我國戰時金融政策及其效果」

る仕組であつた。一面財政部は四行聯合辦事處總處に命令して、前掲基礎的準繩に遵ふて割引貸付を推行する具體的方法を立案せしめ、是に若干の修正を加へて八月廿八日(民國廿六年)「中央、中國、交通、農民四行内地聯合貼放辦法」なるものを公布實施した。今其綱要を略記すると、

(1) 政府系四總行は財政部の命令に遵照し、内地金融、農礦工商各業資金の流通を謀る見地より、各該分支行所在地に聯合貼放委員會を設立し、當該地に於ける割引貸付の事務を處理せしめる。

當初聯合貼放委員會の設置された重要商埠は漢口、重慶、南京、南昌、廣州、濟南、鄭州、長沙、杭州、寧波、無錫及蕪湖の十二ヶ所であつたが、其後鎮江、蚌埠、福州が追加せられた。此外總行の所在地として上海に設置せられたのは勿論である。

(2) 各地の聯合貼放委員會には主任一名、委員若干名を置き、事務を處理せしめ、孰れも四總行より之を派遣する。

(3) 割引貸付の範圍は左列四種とする。

(イ) 各商業機關に對し所定の擔保品(主要農、工、礦產品及政府公債)を徵して爲す擔保付貸付(抵押)

(ロ) 各金融機關に對し所定の擔保品を以てせる原貸付に就ての轉貸貸(轉抵押)

(ハ) 所定の主要農、工、礦產品に就て生ぜし農、工、商業手形及期限到來せる政府公債及利札の割引

(ニ) 財政部の命令ありたる鐵道、交通、農業及工業に對する貸付

(4) 割引貸付利率は當該地聯合貼放委員會に於て、市面の情形を斟酌して之を定める。此利率は一種の公定歩合的性質を有する點に於て注意に値し、上海に在ては従前の銀錢兩業の利率の外に本委員會の公定する貼現率(割引利率)と放款息(貸付利率)とが出現した。

前來縷説せし所に依りて瞭かなるが如く、事變初期に際して政府系銀行の總行に四行聯合辦事處辦事處を、各分支行所在地に聯合辦事處を設置せしめて、戰時政策に基く地方金融梗塞を匡救するの機構を整へ、亞で具體的の施設として聯合辦事處の存する重要商埠十五ヶ所に更に四行の貼放委員會を設置し、各商業機關に直接、又は金

融機關を通じて間接に資金を供給して金融の調劑に膺らしむる事としたのである。即ち地方金融の統制を目標とする割引貸付業務が四行聯合辦事處總處→貼放委員會に依て遂行せられ、此部門の中央銀行としての職能が、支那銀行制度の特殊事情に基き四政府系銀行の合従連衡を以て推進せしめられ、是等銀行の全國金融領導力が急速に増大せらるゝに至つたのである。

斯くして出現した四行聯合辦事處總處は眞乎の中央銀行を嗣ぎ四政府系銀行が分散式に其職能を分擔せる實勢に鑑み、先づ四行の資力集中、相互溝通、通力合作に依て事變初期の金融政策を遂行せしめる機構として産まれたものであるから、其組織は粗笨の域を脱せず、寧ろ臨時的の施設に屬したのは當然であつて、其後制定せられた「中央、中國、交通、農民四銀行聯合辦事處總處組織大綱」を一瞥すると、

(1) 四行は非常時期に對處する爲めに聯合辦事の必要ありと認め、特に四銀行聯合辦事處總處を組設し、之を四聯總處と簡稱する。

本處は四行が各代表を派して之を組織し、主任一名(中央銀行總裁が擔任)、副主任三名(中、交、農三行が各一名を指定)を置く。

(2) 四行は各代表に聯合して處理すべき事項に關し共同研討及指導を爲すの權限を授け、研討及指導を爲すべき事項を市面の穩定、資金の調撥、聯合の貸出、發行の調度及紙幣の儲備其他聯合して辦理すべき事項とする。

右事項を分別研討する爲めに必要とする時は、四行の専門員を以て小委員會を酌設する事が出来る。

(3) 本處は臨時性質のものとなし、廢止の必要ありと認めたる時は四行の同意に由り之を解散する。

の如くであつて、以て初期に於ける四聯總處の性格と機能とを察知する事が出来る。孰れにするも本處は國民政府の戦時金融集権政策の第一着歩として出現したもので、四行の協同行動は業に機に蒞むで發動して居つたが、

四行が夫々獨立性を保持する以上、「事權を集中し、指揮裕好の效を修め難きが故に」之を統率通力する「一種中央銀行の雛形を具備」¹⁾するものであつた。然し當初の機構は粗笨を免れなかつたので、其後數種の段階を経て新四聯總處に發展解消を遂げた。

三 地方金融機構の統制

首都南京が陥落して所謂抗戰第二期に轉入すると、財政經濟の窘窮其度を加へ、金融の統制自ら強化せられざるを得なかつた。即ち民國二十七年三月廿九日より四月二日に亘つて、漢口に於て國民黨臨時全國代表會議が開催せられ、「抗戰建國綱領」が決定せられた。該の綱領は軍事、外交、政治、經濟等七部に分割せられ、經濟の部に在ては軍事中心の經濟建設、人民生活の改善、農村經濟の發展、銀行業務の統制、法幣の強化等の八項目が御題的に列記せられて表面威容を張り、是に基きて若干の法令が制定せられたが、金融方面に於ては四月二十九日に「改善地方金融機構辦法綱要」が公布せられて、先づ地方金融機關に對する統制の歩武が進められた。

綱要第一條は「財政部は抗戰時期に適應して、内地金融を調劑し、農工各業を扶助し、生産の需要を増加せしめる爲めに、特に改善地方金融機構辦法を訂定す」と規定して、本法の目的を指示して居るが、就中、第一義的のものは地方農村金融の調劑に存するは炳かである。前項續說せしが如く政府は第一次預金支拂制限の斷行に隨伴せし金融梗塞を斧正する爲めに、先づ四行の總行に聯合辦事處總處を、分支行所在地に聯合辦事處を設置せしめ、地方金融政策を遂行する機構を作成すると共に、四政府銀行の全國金融領導力を強化する準備を進め、亞で

1) 李葆江, 前掲論文.

上海及地方重要商埠十五ヶ所に四行聯合貼放委員會を組織して、割引貸付業務を営ましむる事とした。然れど該聯合貼放は自ら商工業方面に偏重し、農村金融の調制は農本局及中國農民銀行の活動に俟たざる可らざるが、是等政府機關は遍く地方に涉らざる爲めに、内地農村の金融は、政府デフレーション政策の推行と共に極度に緊迫を告ぐるに至つた。仍て四行聯合貼放委員會の活動を輔佐し、農村金融の窒息状態を匡救する爲めに、地方金融機構の調整と統制に乗出し、地方金融機關に廣汎なる範圍の物件を擔保として、四行の一元券及輔幣券を領用せしめ、以て農村供給資金の源泉を豊富ならしむるの辦法を採擇したのである。今改善地方金融機構辦法の綱要の骨子を概説すれば、

- (1) 各地方の金融機構にして舊來の業務の外に、農業倉庫の經營、農産品、農具、肥料等に對する貸出、繼續的収益ある土地家屋の抵當貸付、農業手形の引受又は割引、工業生産品、工場等の擔保貸付、商業手形の引受又は割引等を新に營むものには、四行の一元券及輔幣券を領用するを許す。其領用額は財政部に於て之を決定する。領用期間は二ヶ年とし、更に一ヶ年丈け延長を許容する。
- (2) 右の領用の準備として、領用銀行は發行銀行に對し、最低二割の法幣、最高三割の政府公債及政府の許可を得て發行の地方公債並に殘金五割前後の不動産、農産品、農業手形、商業手形、工業生産品等を提供しなければならない。
- (3) 領用銀行に對しては財政部に於て當該地又は附近の四行々員を指定し、責任を以て業務の審査並に賬目の検査を行はしめ、更に必要あらば財政部より專員を派して検査を爲さしむ。

の如くであつて、金融組織の上よりするも少くも三個の重要なる意義を有して居る。第一は地方金融機關の營業範圍の擴大強制であつて、本來各地方の金融機關は例外なく不備不完、資力薄弱、到底地方經濟殊に農村經濟を賑恤する事が出来ないもので、其機構を改善する爲めに新に十二種の業務を附加する事を條件として、領用に據る

資金的援助を許容する仕組を樹てた。而して附加せらるべき業務は、農業倉庫の經營を首め農業金融の擴大を中心として、更に工業商業金融の兼營にも涉り、茲に雜多の弱小銀行が四行の資金的援助を仰ぎて、農工商金融機關としての域に推進めらるゝ事となつた。

第二は金融統制の強化であつて、從來眞平の中央銀行を闕如せし爲めに、地方の群小銀行は中央と何等の聯繫を有せず、時に大銀行より紙幣の領用を爲せし事あるも、這是普通業務上の必要に止まり、常に資力の脆弱に憚むだ。然るに新制度に於ては經營業務を擴大する上に於て、積極的に資金の援助を受け、四行の翼下に收まりて戰時金融に参加すると同時に、四行及財政部より業務の考核及帳簿の検査を受けて政府の監督下に置かるゝに至つた。

第三は法幣の推行と準備制度の弛緩であつて、財政部の決定する數額迄一元券及輔幣券の領用を許容する事に依て法幣の流通を推行する反面、之が領用準備は不動産、動産の廣汎なる範圍に亘り、從來表面的に維持されし現金準備六割、保證準備四割と對比して不期の徑庭を生ずるに至つたのである。

地方金融機構の統制と再編成とを一應表面的に完了した舊國民政府は、從來何等の規矩準繩をも有せざりし地方政府の銀行に對して統制を加ふるの擧に出で、昨民國二十九年一月二十日「縣銀行法」を公佈して、「改善地方金融機構辦法大綱」を側面より幫助する事とした。以下同法に依る統制の骨組を略説するであらう。

- (1) 縣銀行は縣政府に於て縣、鄉、鎮の公款を以て、人民と合資して設立するものとす。省轄市の市銀行或は縣の行政區域に相當するの銀行にも本法を準用する。
- (2) 縣銀行は地方金融の調劑、經濟建設の扶助、合作事業の發展を以て宗旨と爲し、管轄地方官署を経て財政部の登記核准を

得るに非れば設立するを得ない。

(3) 縣銀行は各該縣、郷、鎮を以て營業區と爲すを原則とするが、地方特別の情形存する場合には二縣以上を一營業區とする事が出来る。

(4) 資本金は最低五萬元とし、商股は二分一以下たるを得ない。

(5) 縣銀行の營業範圍及貸出種類は、夫々明定せられて居るが、財政部或は該管地方官署に於て必要ありと認めたる時は、貸出其他各種營業に制限を加ふる事が出来る。

四 中央金融機構の統制—新四聯總處の設置

「改善地方金融機構辦法」に依て地方金融機構を統制し、戦時金融動員の形態を整へた舊國民政府は、中央金融機構の再編成てふ一大課題を解答せざるを得ざるに立到つた。一昨年六七月の交、法幣は釣瓶落の慘落を示して、其本質的脆弱性を暴露したると相前後して、歐洲大戰が颯發し英國の積極的援助期待薄となると、獨自の立場から戦時金融政策の推進を迫られし一方、戦區の擴大に依て地方金融機構の統制が事實上困難の度を加へたのみならず中樞機關たる「四行聯合辦事總處」は組織上尙ほ嚴密を欠き、一切辦法の執行と推進とに對して、從來脱節の弊を感じ、未だ充分に統籌の効を發揮し、以て戦時の環境と相適應する能はなかつた¹⁾ので、四行聯合辦事總處に根帶的改進を加へ、事權を統一し處理を集中する事となつた。「鞏固金融辦法綱要」の一半を成す「戦時健全中央金融機構辦法」が即ち之であつて、最後の切札として獨裁的集権制に點睛した。

「戦時健全中央金融機構辦法」は民國廿八年九月八日國防最高委員會令を以て公布せられたる基本的法規であつて、其内容は下掲の如きものである。

1) 張肖梅、前掲書。

(1) 中央、中國、交通、中國農民の四銀行は聯合辦事總處を合組し、政府戰時金融政策に關係を有する各特種業務を辦理する責を負ふ。其組織は左の如きものである。

(イ) 聯合總處に理事會を設け、中央銀行總裁、副總裁、中國交通兩銀行理事長、總支配人、中國農民銀行理事長、總支配人並に財政部代表を以て之を組織する。

(ロ) 聯合總處理事會に主席一人、常務理事三人を置き、國民政府に於て之を特派する。

主席は一切の事務を總攬し、總務理事は主席を襄助して一切の事務を執行する。

(ハ) 聯合總處に秘書長一人を置き主席に於て之を任命する。

(ニ) 財政部は聯合總處理事會主席に、非常時期内に在て中央、中國、交通、中國農民の四銀行に對し便宜の措施を爲し且其職權を代行し得るの權限を授ける。

(ホ) 聯合總處の詳細なる組織及各項の章程は、理事會に於て擬具し、財政部に報告して其認可を受けるを要する。

(2) 中央、中國、交通、中國農民の四行は、各其法令或は條例の規定する所の職權及業務に依り分別して發展せしむべきものとする。

(3) 中央、中國、交通、中國農民の四行の本店にして、未だ國民政府所在地に移設せざるものは、聯合總處理事會に於て日限を規定し、最近期限内に在て移設を實行す可きものとする。

(4) 中央、中國、交通、中國農民の四行本店及聯合總處は、逐日收支日計表、發行數目、市場利率を、又毎月上旬前月の資産負債の實況を財政部に報告し其査核を受く可きものとする。

(5) 中央、中國、交通、中國農民の四行本店及聯合總處は、財政金融の重大事項に對して、隨時財政部に向て意見を密陳する事が出来る。但凡そ財政部に於て施行を決定したる事項にして四行本店或は聯合總處に文書を以て辦理を命令したるものに就ては、即時是に依りて切實に辦理し、違反或は遲誤あるを得ない。且專員を指定し責を負ふて各分處を指導して推行せしめ、更に推行要綱及報告表式を製定して毎月辦理成績を四行本店及聯合總處に報告せしめ、是等を綜合して財政部に轉報し其査核を受く可きものとする。

(6) 財政部は聯合總處理事會と會同して、視察員十人乃至二十人を設置し、四行の本支社に輪流分往して、各本支店が政府の政策を奉行する上に於て違反或は遲誤無きや否や、及其一般業務を執行する上に於て抗戰需要に適合し得るや否やを考査

せしめ、隨時財政部に密報して其査核を受けしめ、事態に應じて分別獎勵又は懲戒する。

(7) 本綱要は國防最高委員會に於て核定、施行する。

由是觀之戦時中央金融機構強化政策は、分散式となれる政府系機關たる四發券銀行を綜合統一する四聯總處なる新特殊機關を設けて、「政府の戦時金融政策に關係を有する各特種業務を辦理」せしむる一方、四行の表面的獨立性は其儘存續して夫々の條例の規定する業務——中央は銀行の銀行として、中國は國際爲替銀行として、交通は實業發展の銀行として、中國農民は農業中心の銀行として——に執掌せしむるも、眞乎の戦時中央銀行としての職能は、四行より四聯總處に移されて、四行は實質上其一分課なるに止まるに至つた事は最も注意を要する所である。

斯の如き戦時金融中樞機關たる四聯總處を運營する理事會は、四行の最高幹部と財政部代表とに依て組織せらるゝが、更に其核心を握る者は主席及常務理事であつて、前者は一切の事務を總攬し、後者は之を襄助して一切の事務を執行し執れも國民政府の特派する仕組である。仍て本辦法公布と同時に國府命令を以て、特派中國農民銀行理事蔣中正を主席に、中央銀行總裁孔祥熙、中國銀行董事長宋子文、及交通銀行董事長錢永銘を常務理事に任命した。茲に於て戦時金融の中樞機關は完全に蔣介石の掌裡に把握せらるゝに至つたが、更に財政部は非常時期内に在て四行に對し便宜の措置を爲し、其職權を代行し得る權限をも賦與せしこと、四行及四聯總處は財政金融に關する重大事項に就て、隨時財政部に向て意見を密陳するを得るも、財政部に於て決定したる事項に就ては、切實に之を實行して遲誤あるを許さず。又專員を派し各分處を督導して推行せしめざる可らざること。四行及四聯總處は日計表、月計表を財政部に提出し、財政部は理事會と會同して視察員を四行の本支店に派し、政府

政策の奉行振抗戰需要の適合力等を考査せしむること等の規定は相寄り相俟つて、四行の傀儡化、蔣介石の金融獨裁制——戰時金融集權政策の完璧を齎らしたと謂ふべきである。斯くして粗笨なりし舊四聯總處は精緻な新四聯總處に發展解消した。

許惟初は新四聯總處を「超四行性」を具有するものとして説明して曰く、「抗戰初起の時に當り、中中交農四行は即ち財政部の意旨に依り、聯合辦事處を組織するあり、亦た四聯總處と管稱す。但最近成立の新四聯總處は舊組織と顯然不同の點を有し、定名相沿襲すと雖も、然も其實體は則ち未だ同日にして語る可らず。蓋舊組織は僅に四行間の溝通機構に類し、聯合貼放の具體行動ありと雖も要は彼此間協商聯絡の性質たり。之を換言すれば未だ獨立法人の資格を具備せざるものなり。新四聯總處に至つては則ち然らず。一種の指揮、管理、監督を爲し、甚しきは四行業務を代行するの上級組織たるに至る。是其超四行性を含有する彰々として甚だ明かなり」と。彼は更に理事會の主席及常務理事が國民政府より特派せらるること、主席は四行に對して便宜の措置を爲し且其職權を代行し得ること並に組織章程（後述）中に全國金融網の設計分布以下多數の比較的獨立性を有する業務を規定せること等よりして該處が四行の「總管理處」を形成すと論じて居るのは、¹⁾新四聯總處を通じての金融的中央集權を語るものである。

五 四聯總處の組織

其後幾何もなくして前顯基本辦法に基き、「中央、中國、交通、農民四銀行聯合辦事處總處組織章程」が制定せ

1) 許惟初「我國戰時金融集權制度之檢討」『財政評論』第三卷第一期

られ、四聯總處の全貌が明瞭に浮び出された。今是に據れば、第一條は「中央、中國、交通、中國農民の四銀行は、國民政府の戦時金融經濟政策を遂行する爲めに、特に四行聯合辦事總處を組織し、四聯總處と簡稱す」と規定し、基本辦法が「政府の戦時金融政策に關係を有する各種業務を辦理するの責を負ふ……」と規定して専ら金融集権を目指したると比較して、活動範圍が著しく廣汎となつた。具體的に四聯總處の職權として規定(第二條)せらるゝものを摘出すると、四行券料の調劑、全國金融網の設計と分布、資金の集中と運用、四行發行準備の審核、受託小額幣券の發行と領用、四行聯合貼放、内地及口岸爲替の審核、外國爲替申請の審核、戦時特種生産事業の聯合投資、戦時物資の調劑、收兌生金銀の管理、特種儲蓄の推行、其他四行聯合して辦理すべき事項並に四行豫算決算の復核の十四項を算し、貨幣金融より物資調劑に迄及び、「超參謀性」を有するものとして、「各國は對外作戰の時に當ては、多く金融經濟に關する最高設計機關を有し、名稱は地に因て異ると雖も其金融或は經濟參謀本部たるの性質は則ち同じ。我國一切の組織は比較的散漫鬆弛なるに因り、此種統一性の集権機構は、戦時に尤も需要せらるゝものに屬す。今四聯總處の組織成立す、實質上は即ち我國の金融經濟參謀本部と視るべく、其全體的戦時金融經濟政策の設計と推行とに裨益する所自ら淺尠に非ず。就中注意に値するものは、即該處が一面政府に向て其建議方針を陳述すべく、一面亦財政部の意旨を秉承して政府の政策を推行すべき點なり。是を以て四聯總處は獨り一種參謀式の設計機關たるに止まらず、更に戦時金融經濟政策を實施する執行機關たるものなり……」¹⁾と説明せられるのは爰に發足する。

四聯總處の活動範圍は叙上の如く廣汎に亘れるが故に、之が分掌の便宜上、「四聯總處に戦時金融と戦時經濟

1) 許惟初前掲論文。

との兩委員會を設け、主席に於て理事中より若干人を指定し、之を組織せしむ」(第五條)と規定して兩種委員會を併置した。以下兩委員會の機能を細説するであらう。

(甲) 戦時金融委員會 本委員會の下に發行、貼放、匯兌、特種儲蓄、收兌金銀及農業金融の六處が分設せられ、各處に處長一名、專員若干名を置き、主席が之を選派する。

(1) 發行處。「四行聯合發行準備の審核、券料の調劑及小額券の分配等の事項を主管す」と規定せるが、本來法幣の發行、回收並に準備保管は財政部に隸屬せる發行準備管理委員會の責務に屬し、基本辦法と同時に公布せられたる「鞏固金融辦法綱要」に於ては「發行準備管理委員會は應に各重要省市の商會銀錢業公會の代表を遊聘して、公開検査に参加せしめ、發行數額、準備金の實況は之を公告すべし」と規定して、從來の機構を更に擴充した程であるから、發行處が分擔する發行準備の審核、券料の調劑等に關しては、發行準備管理委員會との間に參差交錯する所を生ずるであらう。業に發行準備管理委員會が存在して法幣關係事項を處理する以上、更に發行處を添設するは屋上屋を架する觀ありて積極的の意義を有しないが、支那に於ては斯の如きは敢て異とするに足りないとも謂へる。只小額券の分配に至つては聊か趣を異にし、政府は夙に小額券の推行に銳意し、「修正推行小額券實施辦法」(廿八年十二月財政部核准施行)に依て、四行各地分支行處は、政府命令に遵つて推行に盡力し、所在地需要に適應するに足る丈けの小額券を庫存し、且四行が之券を運送する時には充分に小額券を搭配すべく、是等に關しては總て四聯總處の監督を受くべき旨を定めた。

(2) 貼放處。「四行が聯合して引受くる抵當貸付、荷爲替、當座貸越等の事項を主管す」。即ち前段詳解せし四行

聯合貼放事宜を主管する最高機關である。

(3) 匯兌處。「四行の内地と口岸との爲替の調度及外國爲替申請の審核等の事項を主管す」。之が爲めに處内に四行代表及専門家を以て一の審核委員會を附設し、内外爲替の審核事務を辦理せしめて居るのである。國民政府は内地資金が上海其他の口岸を通じて國外に逃避するを防遏せむが爲めに早くより内國爲替に對して金額、地點等の方面より制限を加へし一方、口岸より内地への資金流入を奨勵する爲めに爲替手数料の免除其他の便宜を與へ來つたが、二十八年七月八日の「便利内匯暫行辦法」は、口岸（上海、香港、寧波、溫洲、福州、其他沿海五ヶ所を主とす）より内地（口岸及淪陷區外）に爲替を取組む場合には爲替手数料を免除すること、内地と内地との間は財政部の定めたる料率に照らし、出來得る限り爲替を取組むこと、内地より口岸に爲替を取組む場合は、日用品及抗戰必要物資を購買するに必要なものに限る、内地商工業者が口岸より商品に移入する場合は、注文書發送前に商品の名稱、數量、價格等を當該地の四聯分處に報告して許可を申請すること等の詳細を規定し、内國爲替の調劑を四聯總處の管理下に置いた。茲に於て内國爲替の審核を便利ならしむる爲め、各地の四行聯合辦事分處内に内匯審核處を分別設置する事とし、同日付を以て内匯審核處暫行規程を公布した。是に據ると内匯審核處は委員制を採り、四行聯合辦事分處の代表者を委員とし、互選に依て主任委員を設け、「便利内匯暫行辦法」に依照して申請案件を審核するのである。即ち主任は隨時委員を召集して審核し、審核に際しては辦法の規定の外更に實際の資金状態に根據して減額或は延緩を行ひ、毎旬認可案件の報告表を編造して四聯總處に送附し、若し「工廠商號が内地より口岸に一萬元以上の爲替取組を請求したる場合には、

四聯總處主任の認可を求むるを要する」のである。

外國爲替申請の審核に至つては、別に財政部に専門の外匯審核委員會が存在する爲めに、兩者間に複審關係を生じて居るのである。外匯審核委員會は原と政府各機關の請購外匯事務を審核する爲めに設置せられたものであるが、後貿易統制及爲替管理を強化し、輸入禁止品以外の國內必需品の輸入爲替に就ても、同委員會に向つて購買を申請する事に改めた。従つて四聯總處匯兌處が成立すると、外國爲替審核機關は二重制に移り、財政部外匯審核委員會は政府機關及輸入者より購買申請を受理すると初審を擔任し、審核意見を擬具して四聯總處匯兌處審核委員會に移送複審せしめ、理事會の核定を簽請する仕組となつたので核定權は財政部より四聯總處理事會に賦與され、爲替管理に重要な役割を演ずるに至つたかの觀を呈せるが、今日爲替供給の源泉は上海市場に於ける英國銀行に存し、重慶側の輸入爲替供給は殆どノミナルのものであるから羊頭狗肉たるは言を須ひなす。

(4) 特種儲蓄處。「特種儲蓄の推行事項を主管す」。國民政府の事變後に於ける貯蓄獎勵運動は二種の法令に具象して居る。「節約建國儲蓄條例」(廿七年十一月廿九日)、及「節約建國儲蓄券條例」(廿八年九月十二日)即ち是である。前者は「國民節約を促進し、儲蓄を獎勵し、建國事業を興辦する爲めに」特設せられたもので、全國官商銀行及郵政儲金匯業局に於て受入れ、一元以上隨時預入するを得、期限は五年とし、普通儲蓄以上の利子を附與され、其運用は土地の開墾、水利の具修、農業の發展、國防生産、鑛業開發、交通事業、其他經濟建設に關係を有する事業並に聯合産銷事業に對する投資に限らる。後者は中央信託局、中國、交通、農民三行及郵政儲

1) 拙稿「法幣の法定相場、市場相場及商業相場」[「經濟論叢」第五十一卷第四號。

金匯業局に於て發行し、五元、十元等の小額面のもので、六ヶ月後随時元利金の支拂を請求し得る甲種儲蓄券と、割引發行に依る乙種儲蓄券との二種に岐る。以上兩様の貯蓄獎勵運動は本處を中心として行はれて居るのである。

(5) 收兌金銀處。「金銀收兌事項を主管す」。國民政府の戦時金政策は、數次の段階を経て國有に迄強化せられたのであるが、第一段は「金の徵集」であつて、各種金類を最低三%のプレミアムを附して法幣と引換へしめた「金類兌換法幣辦法」(廿六年九月廿八日)に基礎を置いて居り、四行は收兌事務を擔當せしむる爲めに四行收兌金銀辦事處を開設した。之が本處の發端である。第二段は「金賣買の統制」であつて、銀樓業は中央銀行の委託を受けて金類を代收する外は、飾金以外の金類を賣買するを得ず、且賣買する飾金は四行妥商の價格を以て標準とせざる可らざる旨を定めた「監督銀樓收售金類辦法」(廿七年十一月一日)が公布せられ、更に是を強化する二三の辦法が制定された。第三段は「金流動の制限」であつて、黄金及如何なる形状の金飾も、財政部の特許を得たるもの外は一律に之を携帶して外國に行き、又は淪陷區域に往くを禁止せる「制限私運黄金出口及運往淪陷區域辦法」(廿七年十二月十二日)が出現した。第四段は最後の「金の國有」であつて、民國二十八年初財政部は從來頒布したる各種金銀管理に關する法規を綜合し、金銀收兌事宜を確定して收兌金銀辦事處に歸し、四聯總處主任の命を秉承し、四行分支行處を督促指揮して集中辦理せしむるの原則を樹て、統一收兌に關する「收兌金銀通則」(廿八年一月十七日)を制定したる後、更に金國有の法的基礎を奠下し、凡そ政府委託の機關團體又は個人に非れば、金類を收購するを得ざる事とし、從來許容したる銀樓の金飾形状の金の收售をも禁止し

て、其現に所有に屬するものは封存する等民間の金額收售を禁遏せる「取締收售金額辦法」(廿八年九月二日)を公布したのである。叙上の段階を通じて四行の收兌金銀辦事處が、收兌事務を擔當し、後四聯總處の管理下に屬する事となつた。

(6) 農事金融處。昨年一月添設せられたもので、全國農貸の統籌を主管する。元來支那の農業金融機關には、中國農民を中心とする四行系統、經濟部農本局に屬する系統、一般銀行の系統、合作事業下の系統等が駢存し、事變後政府は農村經濟振興の爲めに種々の辦法を設けて農貸の擴大に銳意したが、「目前の體制と設施の事業とは已に複雑を極め」之を統一するの必要が増大したので、四聯總處に本處を添設し、「農業金融に關係を有する農業金融上の設施は一律に該處系統下に歸屬せしむる」事とした。爾來同處は「全國農貸事宜に對して統劃、督促及聯絡の責を負ふ」に至つたので、先づ昨年二月末の理事會議に於て「廿九年度中央信託局、中國、交通、農民三銀行及農本局農貸辦法」を通過し、農業金融體系完整建立の開端に一步を踏出した。其要綱は

(イ) 抗戰建國の需要に適應し、農貸辦法を改善する見地より、中央信託局、中國、交通、農民三銀行及農本局は本辦法に依照して本年度各省農貸事宜を辦理する。

(ロ) 本年度農貸は暫く後方各省に就て先づ第一に辦理し、並に四川、西康を以て重要區域とする。其他の省區は四聯總處に於て情形を斟酌して隨時之を決定する。

(ハ) 貸付の對照は農民團體或は個人及農業改進機關の經營する所の事業を以て範圍とする。

(ニ) 貸付は農業生産貸付、農業供銷貸付、農產儲押貸付、農田水利貸付、農村運輸工具貸付、佃農耕地購買貸付、農村副業貸付、農業推廣貸付の八類に分つ。

(ホ) 本年度農貸總額は四聯總處に於て各地實際の需要を視て隨時決定し、中央信託局一五%、中國銀行二五%、交通銀行一五%、農民銀行三五%、農本局一〇%の比例に依り各行局に於て分擔する。

(ハ) 各行局の經辦する農貸は聯合辦理及分區辦理の兩種に分ち、四聯總處に於て之を規定する。

(ト) 各行局の各種農貸を辦理する標準は期限、利率、擔保品の如き一省以内に在りては、力めて劃一を求むべきものとす。
る。

(チ) 各行局の農貸は四聯總處に於て隨時之を考核すべきものとす。

等であつて、是に關しては或は「金融機構の整飭——中樞機構の規模略具はること、經辦農貸の合理的に漸趨すること、貸款資金の増加を求むることの三方面——農貸業務の推廣並に貸款方針の改善の三者より觀て一次的革新運動であり、若し認真辦理、切實執行せば、我國農業金融は必ず能く一異彩を放つべし」と説く者があり、¹⁾或は「其基本精神と主要意義は、農貸業務の設計と監督との統一、各行局の分工合作、貸款の直接普遍、貸款金額の提高及手續の改善、貸款種類の増加等に在り」²⁾と斷する者もあり、共に「農業金融史上重要な一頁に當るもの」と做されて居るが、金融體系の整備に一步を進めたとしても、本處は未だ初創時代を脱しないので庶幾の農貸統籌を實現するには途尙遠きを想はしめる。

尙最近同處内に擴充農業金融設備委員會を設置し、中央領袖農業機關主管長官及び學者等を委員となし、以て隨時商討、集思、廣益に便せしむる事としたと傳へられて居る。

(乙) 戦時經濟委員會 本委員會の下に特種投資、物資及平市の三處が分設せられ、投資統制と物資管理の二方面にも染手するに至つた事は特に注意に値する所である。

(1) 特殊投資處。「四行の戦時特種生産事業に對する聯合投資事項を主管」するものであるから、一種の資金調整策——集中と運用——を實行する譯なるが「戦時特種生産事業なるもの」性質と範圍は、明瞭でないが、恐ら

1) 侯哲荃「農貸綱要在中國農業金融史上之地位」『財政評論』第三卷第五期。
2) 徐堪「四聯總處推進全國農貸之意義與今後之展望」『中央銀行月報』第九卷第四號。

く戦時最必需の工業を意味するなるべく、一部では經濟再建の爲めに昨年五月未已に工業、鑛業及交通業に對し計三億四十萬元（七割は中央及中國兩行にて、二割は交通銀行にて一割は中國農民銀行にて負擔）を融通したと傳へられて居る¹⁾。是等聯合投資の方法亦た知悉するを得ない。

(2) 物資處。「物資の調劑事項を主管す」。

(3) 平市處。「物資の平價事項を主管す」。

即ち兩處は戦時物價政策を補翼する機關と做すべく、重慶政府が奔騰止まる所を知らざる物價に對處して採擇したる政策は、「非常時期農礦工商管理條例」（民國廿六年十二月廿二日公布、翌年十月六日修正）を第一歩驟とする。同條例は國防民生に關係ある重要物品の國家管理、生産費、賣價、利潤の統制、投機等の禁止、公平價格に依る買上等直間接に物價を抑制する規定を含有する基本法規であるが、其後日用必需品の供給益不圓滑となり其價格日を逐ふて急騰を示したので、第二の步驟に移り民國二十八年二月二十日に「非常時期評定物價及取締投機操縱辦法」を頒布して戦時物價政策を本格化せしめた。是に依て指定日用必需品の平價（適正價格）を評定する平價委員會を設置すると共に、囤積（買溜）其他の投機取引を取締る平價制度を創肇したが、更に之を有効に實施する爲め、同年十月二十五日に「日用必需品平價購銷辦法」を制定して、政府自ら日用必需品の購銷に膺る事となり、平價購銷處を組織した。而して同處の運營資金は四聯總處より實際需要に按照し期を分て撥付するから（昨年初一千萬弗を供給したと傳へらる²⁾）、其會計は獨立のものとし直接四聯總處の稽核監督を受けるのである。尙平價制度の補助手段として採りたる買溜賣惜に對する取締は、「取締囤積日用品必需品辦法」

1) 林疑今, 前掲論文。
2) 林疑今, 前掲論文。

(廿八年十二月五日公布)並に「非常時期取締日用重要物品囤積居寄辦法」(本年二月三日公布)の二法に依て一段強
されたが、茲に化是等を説明しない。

(丙) 金融網の設計分布 四聯總處の戦時金融經濟政策を分擔實行せる兩委員會の組織と活動範圍とは、大
凡そ叙上の如くであるが、同處の獨立的職能とも做すべき「全國金融網の設計分布」に對して一瞥を投ずる要が
ある。

顧れば重慶政府は西南、西北經濟建設の爲めに、夙に金融機關の支店網擴大を提唱し、一昨年六月上海銀錢業
に對して第二次預金支拂制限を電命すると相前後して、戦時財政金融政策大綱なるものを各省市に通告し一致奉
行せしめたが、其中に「西南及西北の金融網を完成すべく、各省地方金融機關を督促して、速く分支行處を設け、
以て金融の流通に利せしむべし」との一項目が加へられた。幾何もなく公布せられた「鞏固金融辦法綱要」中に
も亦た「西南西北金融網を擴充し、每縣區に一銀行を設け(前段縣銀行法と關聯す)以て地方金融を活潑ならしめ、
生産事業を發展せしめる事を期す」なる一項目を挿入した。同時に支店網の擴充は到底民間銀行に之を庶幾し得
ず、四政府銀行に専ら期待せざるを得ないので、金融網の設計分布を四聯總處の職責に加へたのである。

而して財政部は「後方金融を流通し經濟力量を加強する見地より」前顯方針を具體的に促進する爲めに、西南
西北及戰區隣近金融網の二ヶ年計畫を樹立した。其步驟は即ち(イ)凡そ後方と政治、經濟、交通及貨物集散上關
係ある城、鎮、鄉、市にして、未だ四行の分支行を有せざるものには、四聯總處に於て少くも一行は進で之を設
置せしむる責を負ふ。(ロ)其地點が稍偏僻にして、四行が短期間内に顧及する能はざるものは、各該省省銀行

が必ず進むで分支行處を設立するの責を負ひ、一地に最少一行を以て原則とする。(ハ)各郷、市、城、鎮にして分支行處籌設の過程中にあるものは、金庫及郵政儲金匯業局との合作を以て該地の金融週轉及匯兌流通を補助せねばならないと謂ふに在り。四聯總處は令を奉じて全國に金融網を籌佈する事とし、二期に分つて之を進行せしめ、第一期新設分支行處一八九ヶ所は既に完成し、準備中のもの多數を算すと傳へられて居るが、籌佈實施に就て左の如き原則三個を定めた。

(イ) 統籌合作を以て原則とし、重複を避免する。各地に若し已に指定行處ありて設立に前住し或は已に成績卓著なる商業銀行又は省銀行の存するあらば、四行は即ち分支行處を設立しない。

(ロ) 内地各處に在て行處を遍設する。交通不便にして人員缺乏し、房屋見ゆ難く、治安問題等に因り實際上困難甚だ多きも四行の認定を經れば期を按して前住籌設し、決して藉故推誘するを得ない。

(ハ) 新設の行處は主力を金銀の收兌、積極的に儲蓄の辦理、儲存紙幣の運用、小額紙幣の推行、破損紙幣の收換、貼放原則に依る放款辦理、内地爲替に便利供與、農林土礦貸付の辦理、當該地經濟狀況及物價に留意等に注ぐを要す。

斯の如くして「中交農四行總行の未だ國民政府所在地に移設せざるものは、應に四聯總處理事會に於て日期を規定し、最近期日に在て移設を實行せしむ」と共に四行をして急速度を以て後方地域に分支行を設置せしめたのである。林疑今の謂ふ處に據れば「今や四聯總處は二百數十の分支行處を有する。事變後一九四〇年三月末迄に至る間に二百三十六の新店舗が設置せられ、更に本年中に西南西北に六十ヶ處の増設を見る豫定である。非常時期に際し、是等の店舗は容易に一般經濟動員の作戦的中心に推進されるであらう」と。孰れにするも四行金融網の擴大が全國金融動員——金融中央集權の媒體たるべきは柄かである。

(丁) 四行の監督 最後に中、中、交、農四行は夫々の法令の規定する所の職權及業務に依り、分別して發

1) 「全國金融網次第完成」『申報』民國二十九年四月四日號。
2) 林疑今，前掲論文。

展を企圖しなければならぬが、戦時金融政策を遂行する部面に至つては、擧げて之を四聯總處の手に移したので、四行は總處に隸屬する四部門に過ぎざる事となつた。茲に於て集権と監督の必要上、四行の總行を全部政府所在地に移さしむると同時に、四行が政府の戦時政策を奉行するに違反或は遅誤なきや否や、及一般業務を執行するに當り、克く抗戦の需要に適合し得るや否やを考査せしむる爲めに、四聯總處は財政部と合同して視察人名乃至二十名を設置し、四行の總分支行に輪流分往して精細に検査せしむるの仕組を樹てた。

六 一般銀行の管理

「改善地方金融機構辦法綱要」並に「縣銀行法」に依て、地方金融機構を統制し、「戦時健全中央金融機構辦法綱要」に依て中央金融機構を統制し、以て戦時金融集権政策を推進めた重慶政府は、最後に中間層に残されたる一般商業銀行に管理の手を差伸ばして畫龍點睛した。昨二十九年八月七日に公布せられたる「非常時期管理銀行暫行辦法」が即ち其れである。

前清光緒二十二年（一八九六年）十月上海に中國通商銀行が設立せられて、新式銀行の俑を作つてより四十餘年の歲月を閲し、其間中央銀行に關するものを除き「銀行通行則例」（光緒三十四年）、「銀行通行法」（民國十三年）等の制定を見たが、孰れも空文徒法と化し去り、商業銀行は實際上其經營に關して、毫も中央政府の直接的監督を受けず、全く自由に放任された。舊國民政府は民國十八年一月十二日「銀行註冊章程」、同年四月二十日「銀行註冊章程施行細則」を公布し、中央、特許兩種銀行の體系を整へて後、一般銀行の監督に染手したが、同章程

は要するに設立認可及註冊（登記）制度を採りたるに止まり、積極的に銀行業務に干渉するものでなかつた。越えて二十年三月二十八日「銀行法」を制定したが、之が支那に於ける近代式商業銀行監督法規の嚆矢と做すべきものである。同法第一條は預金の受入及貸金、手形割引、爲替或は荷爲替等の業務の一を營むものを銀行となし、假令銀行と稱せざるものも、之を銀行と同視すと規定し、設立認可、最低資本金、株主二重責任、一債務者に對する最高限度等米國式の監督制度を模倣した。從て當時の支那の實情に則せざるものとして、各方面殊に錢莊側より猛烈なる反對に遭ひ、爲めに、「本法の施行日期は命令を以て之を定む」とせる第五十一條の規定が今日に至る迄發動を見ざる状態である。

斯の如く商業銀行が政府監督の埒外に在りて自由に經營せるが故に、魏友棗は「抗戰の初期に銀行は政府の統一指揮の下に在りて、安定金融辦法を實行し、抗戰原則に背かなかつたが、上海退出以後には、上海が過去に於て銀行集中の地たりしに因り、戰後に在りて投機の集中地となり、其結果種々の畸形事實を發生した。概括すると設立方面と資金調制方面と業務方面の三者である」となし、進んで設立方面に在りては抗戰原則が一切の生産關係事業を内地に遷移するに在る以上、是に産業資金を融通するを職志とする銀行も之に應じて内移すべきは理の當然なるに拘らず、上海の銀行は多く過去の地位を保留して動かざるのみならず、錢莊、銀號と名づくる一類の金融機關の新設ありて、法に依りて註冊せず、資金を吸収して投機に従事して居る。資金調劑方面に在りては、内地産業資金の不足甚しく、金利著しく高漲せる反面滔々として資金が上海に流入し、游資横溢せる状態である。更に業務方面に在りては戰時金融機關の設立、從て全國の資金が上海に集中し、各銀行は外國爲替の賣買、乃至法幣と外

貨の兌換、金擔保及商品擔保の貸付、不動産及外國證券等の經營を主營業とせるが故に外國爲替暗市場の發生、物價の高漲、人口の集中等の各種情形の發生を起したと説明し、最後に「戰時情形下に在て、銀行事業の發展は、常に國家に對して何等の貢獻なきに止らず、國策に違反する道途を走りつゝあり。此種畸形狀況を改善するには固より銀行管理のみにては足らざるが、銀行の畸形發展趨勢が若し果して改善する能はずとせば、投機方面盈利の増厚は、勢ひ必ず全國資金をして上海に向て集中せしむるの數量、日に益増大し、資金を導て不正規の路上に向て進行せしめ、抗戰必須の民生改善の原則に相背反すること大である¹⁾」と斷じ、痛烈なる批難を投げて銀行業管理の必要を説いて居る。

重慶政府は斯の如き銀行界の畸形的趨勢に對應し、商業銀行の資金を動員して金融中央集權を強化する爲めに、「非常時期管理銀行暫行辦法」を制定した。同法の内容は預金の法定準備、資金運用範圍の限定、營業狀況の管理監督及官立銀行服務者の商業經營禁止の四者に類別する事が出来る。就中前二者が核心を成すは言を須ひなく。

(甲) 本法適用の範圍 第一條は規定して曰く、「銀行は現行銀行關係法令及原定章程に依照して業務を經營する外、本辦法に遵照して辦理するを要する。凡そ預金の受入及貸付、手形割引、爲替或は荷爲替業務の一を經營し、而して銀行と稱せざるものも銀行と見做す」と。這是前掲二十三年銀行法第一條を承襲し、銀行の範圍を一般錢莊、銀號及信託公司等にも推擴したものであつて、銀行法が曾て企圖して失敗せし所を、非常時期に乗じて成功せしめた。即ち銀行法第二條には「銀行は株式組織たるを要し、財政部の認可を経るに非れば設立する

1) 魏友棗「續管理銀行暫行辦法」「財政評論」第四卷第四期。

を得ない」と規定せるが、本辦法には此種の制限的規定を有せず、且銀行法は上述の如く今日尙未だ實施せられざるが故に一般商業銀行として登記せるものは、從來營業方面に於て事實上法令の拘束を受けざるも、當然本辦法の適用を受くるは勿論、株式組織に非る銀號、錢兌莊、錢莊、匯兌號等の金融機關は、法令の制限を受けずして仍ほ商業銀行の業務を經營したるを以て、銀行とは稱せざるも本辦法の適用を受くる事とした。全國金融の動員を策する以上、表面銀行と稱するものゝ外、「名義を假借せる」其他一切の金融機關をも拉し來つて、政府の管理下に置く可きは當然であつて、之が實行を督勵する爲めに、其後財政部は上海市商會並に銀錢業同業公會に訓令を發し、「査するに銀行を開設し預金、貸付、割引、爲替等の業務を經營するには、章に違ふて登記するを要する。前項の業務を經營し乍ら銀行と稱せずして公司、莊號或は商舖と稱するものも、均しく章に照らして辦理せざる可らざるは、業に銀行註冊章程に於て明白に規定せる所であり、其普通商號にして預金吸收等の業務を經營するものに就ては、屢次本部の明令を経て取締を行ふて居る。本年八月七日本部は戰時金融を鞏固にし、銀行業務の管理を加強する見地より非常時期管理銀行暫行辦法を制定して公布施行せるが、原辦法第一條第二項が「凡そ預金の受入及貸付、手形割引、爲替或は荷爲替業務の一を經營し、而して銀行と稱せざるものも銀行と見做す」と規定せるは、上項業務を經營せる公司、銀號、錢莊を指して言へるものに係り、普通商號は自ら本部屢次の命令に依照して辦理するを要し、茲に重て禁令する。若し普通商號にして預金の受入を兼營し、或は爲替情事を辦理するものには、嚴に取締を加へ並に總發を獎勵し、嚴重に究辦すべく、藉て以て預金者の安全を保障する……」と説きて金融機關以外の一般商號の預金吸收取締を強調し、更に「未だ登記、認可を経ずして營業せ

る錢莊、銀行、信託會社等が擅に自ら預金、貸付、爲替、割引等の業務を經營するを取締り、違反する者は究辦し以て預金者の安全を保障する。凡そ認可、登記を経たる行號は法の許さざる營業を經營するを得ない……」と述べて未註冊銀號の取締を力説した。

(乙) 預金準備の法定

次に銀行預金に對する準備金法定主義の採用と之が國家銀行への預入強制とは、銀行業監督の上に竿頭數歩を進めたものであつて、民國二十三年七月四日に公布施行せられた「儲蓄銀行法」は、

「儲蓄銀行は少くとも儲蓄預金總額の四分の一に相當する政府公債、國庫債券其他擔保確實の資産を中央銀行特設の保管庫に交存し、儲蓄預金を償還する擔保としなければならない」(第九條)と規定して預金者の安全を保障する外、資金の運用方法を特定して居るので、商業銀行の兼營せる儲蓄預金に就ては、儲蓄銀行法に依照して辦理するを要するが、「普通預金に就ては收むる所の預金總額の百分の二十を以て準備金とし、當該地中央、中國、交通、農民四銀行の何れか一行に預入するを要し、預入銀行に於ては是に對し適當の利息を給す」(第二條)る事とした。支那の現状に於て二割てふ高率の預金準備制度が果して實行可能なりや否やは多大の疑問があるが、此法定準備を國家銀行に強制集中せむと企圖した點は、戰時金融集權策より觀て意義深き所である。

(丙) 資金運用範圍の限定

第三條は「銀行預金の運用は、生産建設事業及聯合產銷事業に投資するを以て原則となし、擔保付貸出を爲すには各該行業正當の商人を以て限りとし、其期限が到來したる時に、展期を請求するものに就ては、擔保貨物の性質を考査し、若し民生日用必需品に係る場合は、債務者をして之を買戻し賣却せしむるを要し、展期するを得ない。以て買溜賣惜(囤積居奇)を杜ぐべきである」と規定し、預金運用の規程を

1) 「銀行週報」民國二十九年十一月五日及十九日號。

生産建設事業及聯合産銷事業に對する投資に限定して資金の調整に染手する一方、日用必需品を擔保とする貸付は期限繼續を容さず、以て物價政策を幫助せしむるの舉に出で、更に後者の側面掩護として、「銀行が口岸に匯往する爲替を取組む場合には、日用必需品及抗戰必需品の代金を以て限りとなすを要する」(第五條)及「銀行は直接商業を經營し或は貨物を囤積するを得ない。並に代理部、貿易部或は信託部等の名義を以て經營を自行し或は顧客に代て貨物を賣買するを得ない」(第四條)の二規定を挿入せるは留意に値する所である。

(丁) 營業狀況の管理監督 銀行は毎旬預金、貸金、爲替報告表を造具し、財政部に呈送して査核を受くべし(第六條)、財政部は隨時員を派して銀行の帳冊、簿籍、手許現金及其他關係文件を檢査する事が出来る(第七條)。

(戊) 官立銀行服務員の商業經營禁止 官辦或は官商合辦の銀行の服務員は、一律に公務人員と見做し、直

接商業を經營するを得ない(第八條)。(昭和十六年四月三日)